

有料職業紹介返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が1ヶ月以内に、本人都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返金する制度です。

- (1) 入社日以後から1ヶ月以内の退社の場合、紹介手数料の80%を返金するものとする
- (2) 入社日以後から2ヶ月以内の退社の場合、紹介手数料の50%を返金するものとする
- (3) 入社日以後から3ヶ月以内の退社の場合、紹介手数料の30%を返金するものとする

返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

許可番号 09 - ユ - 300331

株式会社ピー・アンド・ジェイ

栃木県小山市天神町1-9-9